

■承認第1号 四万十町税条例等の一部を改正する条例について

【要旨】

地方税法の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)、地方税法施行令の一部を改正する政令(平成27年政令第161号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)が平成27年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、四万十町税条例等の改正が必要となったが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

【主な条例改正内容】

1. 改正の概要

- (1) 軽自動車税のグリーン化特例(H28年度限り)
- (2) 原付、2輪車及び農耕作業車等の税率引上げを1年延期(H27→H28年度)
- (3) ふるさと納税のワンストップ特例創設
- (4) 個人住民税の住宅ローン控除適用期限の延長(H29.12.31→H31.6.30)
- (5) 住民税等に係る減免申請期限の延長
- (6) 固定資産税評価替えに伴う負担調整を3年間延期(H24～H26→H27～H29)
- (7) その他(関係法令改正にともなう参照条項等の改正)

2. 改正の内容

(1) 軽自動車税のグリーン化特例(H28年度限り)

【附則第16条】

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規に取得した四輪車以上及び三輪車の軽自動車(新車に限る)で、排出ガス性能及び燃費性能が優れた環境負荷の小さい車両について、平成28年度軽自動車税の軽減措置を行う。

ア. 対象及び軽減課税割合

	乗用	貨物	軽減割合
①	電気自動車等	電気自動車等	概ね75%軽減
②	H32年度燃費基準+20%	H27年度燃費基準+35%	概ね50%軽減
③	H32年度燃費基準	H27年度燃費基準+15%車	概ね25%軽減

イ. 軽減課税を適用した税率

車両	区分	標準税率	①75%軽減	②50%軽減	③25%軽減
三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
四輪以上	乗用 営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
	貨物 営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円

(2) 原付、二輪車及び農耕作業車等の税率引上げを1年延期 (H27→H28 年度)

【平成 26 改正附則第 1 条、第 4 条関係】

平成 27 年度以降に適用予定の原動機付自転車及び二輪車に係る新税率については、適用開始を1年間延期し、平成 28 年度分以後の年度分について適用する。

これに合わせて、農耕作業車を含む小型特殊自動車の新税率についても適用開始を1年間延期し、平成 28 年度分以後について適用する。

車種区分		税率(税額)			26 年度 課税台数
		H26	H27	H28	
原付 二輪	50cc 以下	1,000 円	1 年 延 長	2,000 円	1,745 台
	50cc 超 90cc 以下	1,200 円		2,000 円	118 台
	90cc 超 125cc 以下	1,600 円		2,400 円	99 台
	ミニカー	2,500 円		3,700 円	47 台
軽二輪(125cc 超 250cc 以下)		2,400 円	1 年 延 長	3,600 円	241 台
小型二輪(250cc 超)		4,000 円		6,000 円	218 台
小型特殊(農耕用)		1,600 円		2,000 円	2,362 台
小型特殊(その他)		4,700 円		5,900 円	72 台

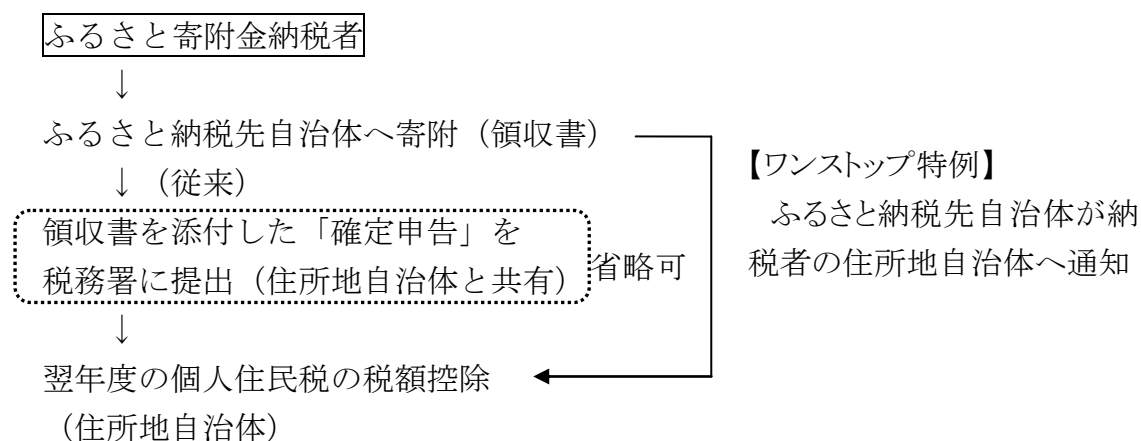
(3) ふるさと納税のワンストップ特例創設

【附則第 9 条、第 9 条の 2】

個人住民税において、「ふるさと納税」に係る寄附金税額控除をうける場合、従来確定申告等が必要とされた。

平成 27 年度地方税法改正において、寄附金控除額の上限が個人住民税所得割の 10%から 20%に拡充されたことから、「ふるさと納税」を利用する納税者が増加することが見込まれる。

このため、確定申告等が不要な納税者を考慮して、確定申告等をしなくても、寄付先自治体での寄附行為だけで自身の個人住民税の税額控除が受けられる「ワンストップ」特例を新設する。



(4) 個人住民税の住宅ローン控除適用期限の延長 (H29. 12. 31→H31. 6. 30)

【附則第7条の3】

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除※）について、その適用期限（平成29年12月31日）が1年6月延長されて、平成31年6月30日までとした。なお、この措置による個人住民税減収分は国費で補填される。

(※住宅ローン控除)

所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額を控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する。

[控除限度額]

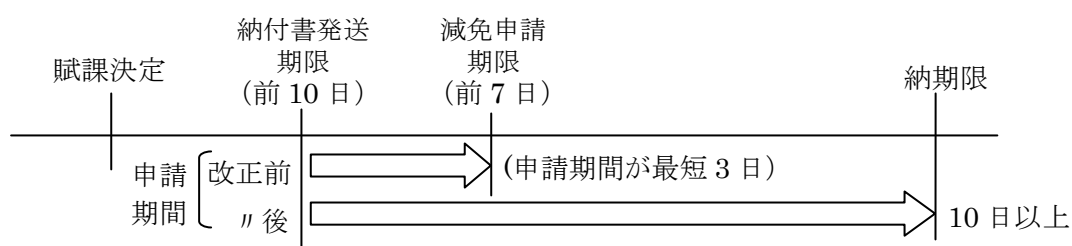
住宅ローンの開始	控除限度額	控除限度（上限）
H26. 3. 31 以前	所得税課税総所得の5%	97,500 円
H26. 4. 1 以降	〃 7%	136,500 円

(5) 住民税等に係る減免申請期限の延長

住民税等の町税を普通徴収する場合、遅くとも「納期限前10日」までに納税者へ交付する必要がある。

現在、減免の申請期限が「納期限前7日」である場合、納付書が期限日に交付されると、減免申請期間が3日となり、納税者の権利が制限される。（なお、四万十町では、納期限前14日以上の間を設けて納付書を発行している）

今回、総務省から「身体障害者等に対する軽自動車税の減免に係る申請期限の見直し（あっせん）」（平成27年3月10日総評相第54号）の検討依頼が示されことを受け、町税の減免申請期限の見直しを行う。



○見直しを行う町税

税目	関係条項	申請期限（～H26）	申請期限（H27～）
町民税	条例第51条第2項	納期限前7日まで	納期限まで
固定資産税	〃 第71条第2項		
軽自動車税	〃 第89条第2項		
特別土地保有税	第139条第2項		

※四万十町では、「身体障害者等に対する軽自動車税の減免」に係る申請期限については、「納期限」としている。（条例第90条第2、3項）

(6) 固定資産税評価替えに伴う負担調整が3年間延期 (H24～H26→H27～H29)

【附則第11条～第15条】

平成27年度固定資産税評価替えに伴い、土地、建物に係る税負担が急増しないようにする負担調整制度を平成27年度から平成29年度の各年度にも適用する。

(7) その他 (関係法令改正にともなう参照条項等の改正)

次の理由により改正を行う。

条項	改正の概要
第31条第2項	法律改正にあわせた措置 法人町民税均等割の税率適用区分である資本金等の額に係る改正に伴うもの
第48条、第50条	法人税法改正に伴う措置